平成21年10月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 小野 剛平成20年(行ウ)第8号 政務調査費等の返還代位請求事件 口頭弁論終結日 平成21年10月20日

判

北海道稚内市

原告

北海道稚内市中央3丁目13番15号

 被
 告
 稚
 内
 市

 同代表者代表監查委員
 安
 藤
 重
 治

 同代表者市議会議長
 山
 田
 繁
 春

 北海道稚内市中央3丁目13番15号

被告稚 内 市 長横 田 耕 ー被告ら訴訟代理人弁護士金子利治

主

- 1 本件訴えのうち、平成20年10月9日付け「職員処置請求に係る監査 結果」の無効確認を求める部分並びに被告稚内市に対して稚内市議会政務 調査費交付条例、稚内市議会政務調査費交付条例施行規則及び稚内市議会 政務調査費に係る運用指針の各修正の義務付けを求める部分をいずれも却 下する。
- 2 被告稚内市長は、中井淳之助に対し9000円を支払うこと及び山田繁春に対し21万3000円を支払うことを請求せよ。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告と被告稚内市との間に生じたものは原告の負担とし、 原告と被告稚内市長との間に生じたものはこれを10分し、その3を被告 稚内市長の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 稚内市監査委員が原告に対し平成20年10月9日付けで発出した「職員処置請求に係る監査結果」は無効であることを確認する。
- 2 被告稚内市長(以下「被告市長」という。)は、大泉勝利(以下「大泉」という。)に対し14万6843円、佐々木政美(以下「佐々木」という。)に対し1万1717円、渋谷正敏(以下「渋谷」という。)に対し5万円、島田誠司(以下「島田」という。)に対し6万2910円、中井淳之助(以下「中井」という。)に対し6万2369円、藤谷良幸(以下「藤谷」という。)に対し5万1616円、山田繁春(以下「山田」という。)に対し31万4530円の各不当利得の返還を請求せよ。
- 3 稚内市議会議長は,稚内市議会政務調査費交付条例を別紙1のとおり修正せ よ。
- 4 稚内市議会議長は,稚内市議会政務調査費交付条例施行規則を別紙2のとおり修正せよ。
- 5 稚内市議会議長は、稚内市議会政務調査費にかかる運用指針を別紙3のとおり修正せよ。
- 6 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 事案の概要

本件は、稚内市議会政務調査費交付条例(平成20年条例36号による改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づいて被告稚内市(以下「被告市」という。)から平成19年度の政務調査費の交付を受けた上記請求第2項記載の7名の稚内市議会議員(以下「本件各議員」という。)が同条例の定める使途基準に違反して上記政務調査費を使用したなどとして、被告市の住民である原告が、①地方自治法(以下「地自法」という。)242条の2第1項2号に基づき、被告市に対し、原告が行った住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)を棄却した稚内市監査委員の監査結果が無効であることの確

認を,②同項4号に基づき,被告市長に対し,使途基準に反して政務調査費を使用することにより不当に利得を得た部分について,本件各議員を相手として,不当利得の返還の請求をすることを,③行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項1号に基づき,被告市に対し,現行の稚内市議会政務調査費交付条例,同条例の施行規則及び稚内市議会政務調査費に係る運用指針を修正することの義務付けをそれぞれ求めた事案である。

- 1 争いのない事実等(証拠を摘示した部分を除き,争いがない。)
 - (1) 当事者
 - ア 原告は、被告市内に住所を有する者である。
 - イグ 被告市は、地自法1条の3第1項所定の普通地方公共団体である。
 - (イ) 被告市長は、地自法242条の2第1項4号所定の被告市の執行機関である。
 - (2) 本件条例の内容等(乙55)
 - ア 平成20年法律第69号による改正前の地自法100条13項は、その 議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会 の会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとし、政 務調査費を交付することとするか否か、交付の対象、額及び交付の方法に ついては、条例で定めることを要する旨規定している。

また、平成20年法律第69号による改正前の地自法100条14項は、 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする 旨規定している。

イ 本件条例は、平成20年法律第69号による改正前の地自法100条1 3項及び14項の委任を受けて、被告市が、その議会の議員に対して政務 調査費を交付することに関する必要な事項を定めたものであり、その主な 内容は、以下のとおりである。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条 第13項及び第14項の規定に基づき、稚内市議会議員の調査研究に資 するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必 要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、稚内市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(政務調査費の額)

第3条 政務調査費は、各月の初日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額3万円を交付する。

(交付の方法)

- 第4条 政務調査費は、当該年度に属する月数分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の 属する月までの月数分を交付する。
- 2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった 日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から 当該年度に属する最後の月までの月数分の政務調査費を交付する。
- 3 政務調査費は、毎年度4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において新たに議員となった者に対しては、当該議員となった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに交付する。

(使途の基準)

第8条 議員は、政務調査費を別表に定める使途の基準に従って使用する ものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに 充ててはならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条第1項の規 定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うもの とする。

(収支報告書の写しの送付)

第11条 議長は、前条により調査を行った後、速やかに収支報告書の写しを市長に提出しなければならない。

(政務調査費の返環)

第12条 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

別表 (第8条関係)

政務調查費使途基準

	項目	内	容	具	体	的	支	出	例
1	研究研修費	議員が研究会	、研修会等を	会場費	₹ .	捧師 詞	射礼台		参加負
	20	開催するため	こ必要な経費	担金、	会躗	費、ろ	交通	ł,	旅費、
		又は議員が他の	の団体の開催	宿泊費	等				1.8
		する研究会、	研修会等に参					,	
		加するために	要する経費						
2	調査旅費	議員の行う調査	査研究活動の	交通費	、旅	*費、	宿泊	費	等
		ために必要な	先進地調査又						
		は現地調査に	要する経費						
3	資料作成費	議員の行う調査	査研究活動の	印刷製	本費	是、番	羽訳米	ł,	事務機
		ために必要な資	資料の作成に	器の購	入費	マスに	まリー	-ス	代等

1		要する経費	Ĭ
4	資料購入費	議員の行う調査研究活動の	図書購入費等
		ために必要な図書、資料等	El Company
		の購入に要する経費	
5	広報費	議員の調査研究活動、議会	広報紙、報告書等の印刷代、
	8	活動及び市の施策について	送料、会場費等
		住民に報告し、宣伝するた	
		めに要する経費	
6	広聴費	議員が住民からの市政の政	会場費、印刷製本費、茶菓子
		策等に対する要望、意見を	代等
		聴くための会議等に要する	
		経費	
7	人件費	議員の行う調査研究活動を	職員費、賃金等
		補助する職員を雇用する経	n,
		費	
8	事務所費	議員の行う調査研究活動の	事務所の賃貸料及び維持管理
ŀ		ために必要な事務所の設	費、備品及び事務機器の購入
		置、管理等に要する経費	費又はリース代等
9	その他の経	1から8までに規定する経	8
畫		費以外の経費で議員の行う	
		調査研究活動に必要な経費	

(3) 本件各議員による収支報告書の提出等(甲1の1, 甲2の1, 甲3の1, 甲4の1, 甲5の1, 甲6の1, 甲7の1, 乙4ないし54及び弁論の全趣旨)

ア 大泉, 佐々木及び島田は, 平成19年度において, 被告市から政務調査

費として合計33万円の交付をそれぞれ受け、渋谷、中井、藤谷及び山田は、同様に、被告市から政務調査費として合計36万円の交付をそれぞれ受けた。

- イ 大泉は、平成20年4月24日、収入33万円、支出30万5492円、残額2万4508円とする収支報告書(甲1の1)を、佐々木は、同月9日、収入33万円、支出33万1070円、残額0円とする収支報告書(甲2の1)を、渋谷は、同月8日、収入36万円、支出31万7606円、残額4万2394円とする収支報告書(甲3の1)を、島田は、同月24日、収入33万円、支出35万6355円、残額0円とする収支報告書(甲4の1)を、中井は、同月3日、収入36万円、支出35万4938円、残額5062円とする収支報告書(甲5の1)を、藤谷は、同月17日、収入36万円、支出35万5568円、残額4432円とする収支報告書(甲6の1)を、山田は、同月1日、収入36万円、支出41万6690円、残額0円とする収支報告書(甲7の1)を、それぞれ稚内市議会議長に提出した。
- ウ 稚内市議会議長は、平成20年5月15日、被告市長に対し、上記各収 支報告書の写しを送付した。
- (4) 本件住民監查請求 (甲9)
 - ア 原告は、平成20年8月13日、稚内市監査委員に対して請求書を提出 し、被告市長が、本件各議員を含む8名の被告市の市議会議員に対し、政 務調査費の全部又は一部の返還を求めるために必要な措置を講ずることを 求めた。
 - イ 上記請求書における原告の主張の要旨は、以下のとおりである。
 - (ア) 議員活動報告としての"はがき・チラシ"の印刷,発送等に要した 経費は"はがき"等の枚数から考えると,議員の後援会会員に送付する ための「議員活動報告書」と判断され,これは選挙運動に当たるもので

- あり、平成20年法律第69号による改正前の地自法100条13項 (同改正により、同項は14項に改められた。)の規定に反するものである。
- (イ) パソコン・電子辞書の購入経費は個人用として他に持っていれば別だが、そうでなければ、個人での使用と議員活動での使用と両方での使用が可能であり、一般的に考えると個人での使用がどうしても多くなるといえる。
- (ウ) パソコン・電子辞書等の購入時期について、政務調査費「収支報告書」の提出間近に購入している議員がおり、これはまさに予算消化の駆け込み購入と考えられるものであり、この時期に購入しなくてもよいものである。
- イ 稚内市監査委員は、平成20年10月9日、①議員の後援会会員に送付するための議員活動報告であるとの主張については、これを裏付ける事実証明の書類は提出されておらず、原告の推測の域を出ないものであり、広報葉書の内容についても、一部議員が当選に対する謝礼文言を記載しているものの、当選後の議会での活動報告や市政に関する意見・報告を内容としたものであって後援会活動とは認定できない上、政務調査費が後援会活動等に使用できないことは各議員に周知されていることから、使途基準に沿って支出されていると思料する、②パソコン・電子辞書等の個人的使用が多くなるとの主張については、これを裏付ける事実証明の書類は提出されておらず、原告の推測の域を出ないものであり、関係人調査の結果、私的利用を疑わせる余地がないものと認定できる、③駆け込み購入であるから必要性がないとの主張については、議員の任期が4年間であることを考え合わせると、年度末に購入したことから議員活動に必要がなかったとは言い切れないなどとして、監査請求を棄却した(以下、この監査請求の結果を「本件監査結果」という。)。

- (4) 本件訴えの提起 (顕著な事実)
 - ア 原告は、平成20年10月31日、上記第1請求2項につき、被告を被告市長とするなどして、本件訴えを提起した。
 - イ 原告は、平成21年2月14日、上記第1請求1項につき、被告を被告 市、同代表者を代表監査委員、上記請求3ないし6項につき、被告を被告 市、同代表者を市議会議長とそれぞれ訂正する準備書面を提出した。

3 当事者の主張

- (1) 本件監査結果の無効確認請求 (請求の趣旨第1項) について 【原告の主張】
 - ア 本件住民監査請求に関しての当事者への事情聴取は、大泉、佐々木及 び島田並びに議会事務局に対してのみ行われたに過ぎないが、対象者全 員の考え方及び意見を聞くのが本来の調査である。調査日に対象議員の 都合がつかなかったのであれば、別の日に改めて調査すべきであって、 これを怠った本件監査請求に関する調査は、地自法198条の3及び稚 内市監査委員監査事務運営規定4条1項に反している。
 - イ 議会事務局職員に対する事情聴取において,「現行の運用指針では多少なりとも不十分なところがあるので見直しは必要と考えている」,「広報による"はがき・チラシ"の発送は、誤解される可能性があるのでは?と議員と話したことがあるが、当議員は後援会活動ではなく議員報告を行っているということであり、事務局としては発送先が分からない中ではそれ以上の精査はできない。議員活動と後援会活動の線引きは難しい。」との記載があるが、不明瞭な運用がなされているならば、本件住民監査請求を機に、地自法199条8項及び稚内市監査委員監査事務運営規定20条に基づき、資料の提出を求めた上、調査を行わなければならない。本件住民監査請求に関する調査は、これを怠っており、違法である。
 - ウ 以上によれば、本件監査結果は無効である。

(2) 被告市に対する現行の稚内市議会政務調査費交付条例等の修正の各義務付 けの請求 (請求の趣旨第3項) について

【原告の主張】

市議会の状況を市民に報告することは市議会議員の責務であり、政務調査 費はその実施のために支給されているのであるが、現行の稚内市議会政務調 査費交付条例及び同施行規則は、公的費用と個人的費用の使用区分を明確に 区別する条項が欠落していて、議員個人の裁量で使用されている状況にある。 特に、広報活動と後援会活動の区別が明確でない。そこで、現行で「議員の 職にある者」となっている交付の対象を「会派及び議員」に改めるのが妥当 である。会派として広報活動を行うことができるならば、市民に訴える効果 が増すのではないか。

【被告市の主張】

原告の請求は、行訴法37条の2に基づくものと解されるが、同条の要件 を満たすものとは認められず、不適法である。

(3) 本件各議員の不当利得の有無について

ア 大泉について

【原告の主張】

(ア) 葉書購入代金及び印刷費の支出について

大泉が送付した葉書には、「昨年4月、28年振りの選挙に挑み、皆様の熱い応援と御支援に心より感謝申し上げます。」との記載があるところ、これは当選させてもらったお礼の言葉であると解釈するのが妥当であり、公職選挙法(以下「公選法」という。)147条の2に抵触し、政務調査費からの支出は認められない。

したがって、同葉書に要した葉書購入代金及び印刷費相当額10万6 250円は、不当利得である。

(イ) パソコン購入代金の支出について

個人事業主あるいは法人組織の中小事業者の多くは、自宅兼店舗で事業をしているが、自宅と店舗で兼用する資産及び費用については、税法上、店舗部分のみ事業用資産又は事業費用と認められるに過ぎない。そして、議員の多くも自宅を事務所としているところ、そのような議員が購入したパソコンを自宅兼事務所に置いて使用する場合、公私の線引きが難しい。そこで、公私の区別が困難なパソコン類の費用については、3分の2程度の額のみが政務調査費からの支出を許される費用と解し、その余は政務調査費からの支出は認められず、不当利得となると解するべきである。

したがって、大泉が政務調査から支出したパソコン購入代金相当額 12万1780円のうち、4万0593円が不当利得である。

【被告市長の主張】

(ア) 葉書購入代金及び印刷費の支出について

原告の指摘する葉書は、当選後約1年を経過して初めての議会報告として、住宅地図や電話帳を使用して送付先を特定した上、町内全域を対象に送付したもので、特定の支持者や支援者に対するものではない。当選後の議会での活動報告や市政に関する意見・報告も内容として記載されているから、その送付をもって直ちに後援会活動と認めるのは妥当ではない。

また、原告指摘の文言はあくまで枕詞であり、議会報告の中で1行程度でしかない。これをもって、公選法147条の2に抵触するとは解されない。

(イ) パソコン購入代金の支出について

大泉は、市議会議員になる前の日常生活において、パソコンの必要性 を感じたことはなかったが、当初1年の議員活動の中でその必要性を感 じるようになり、購入・使用に至ったものであるから、当該パソコンを 私用に供していない。

イ 佐々木について

【原告の主張】

上記(3)ア原告の主張(イ)のとおり、公私の区別が困難なパソコン類の費用については、3分の2程度の額のみが政務調査費からの支出を許される費用と解し、その余は政務調査費からの支出は認められず、不当利得となると解するべきである。

したがって、佐々木が政務調査費から支出したパソコン購入代金相当額3万5150円のうち、1万1717円が不当利得である。

【被告市長の主張】

当該パソコンは、市役所内の議員専用執務室である会派事務所において 使用する目的で購入したものであり、私用に供しているとの主張は、原告 の独断に過ぎない。また、運用指針を逸脱しないようにして購入している。 したがって、当該支出は妥当である。

ウ 渋谷について

【原告の主張】

- (ア) 政務調査費は、議員の調査研究活動に対しての費用補助と考えるのが 妥当である。渋谷が送付した活動報告は、議員本人の活動のみを強調す るかのように捉えられ、市政の広報には当たらず、本件条例8条の広報 費の使途基準を満たしていないというべきである。したがって、政務調 査費から支出した同活動報告に要した葉書及びインクの各購入代金相当 額5万円は、不当利得である。
- (イ) 仮に、質問に対しての答えが、市政の広報に該当するとしても、政務 調査費から同活動報告に関する費用の全てを支出するのは妥当でないか ら、一部は不当利得である。

【被告市長の主張】

議員が自分自身の考え方や意見を市民に知らせることは当然のことである。報告内容がその都度変わるのも、議員の判断に基づくのであって、不自然・不合理ではない。

エ 島田について

【原告の主張】

上記のとおり、公私の区別が困難なパソコン類の費用については、3 分の2程度の額のみが政務調査費からの支出を許される費用と解し、そ の余は政務調査費からの支出は認められず、不当利得となると解するべ きである。

したがって、政務調査費から支出したパソコン購入代金相当額18万8730円のうち、6万2910円が不当利得である。

【被告市長の主張】

- (ア) 原告が指摘するパソコンは、専ら議員活動のために使用目的を限って 購入したものである。また、島田は、事業経営用、家庭用にそれぞれ1 台ずつパソコンを保有しており、原告指摘のパソコンは、議員活動のた めにのみ使用しており、公私混同して使用しているとの原告の主張は、 独断である。
- (イ) 3分の2が不当利得であるとの原告主張は、上記独断と偏見に基づく 事実を基礎とするものであり、合理性がない。

オ 中井について

【原告の主張】

(ア) 封筒購入代金, 印刷代及び郵便料金の支出について

中井が送付した広報誌「じゅんのすけだより」は,「活動の概要」として,「市長不信任案の否決」のみを掲載しているに過ぎず,市民に対する十分な市政状況報告とはいえない。また,同広報誌は,その裏面において,「私はこう考えます」とのタイトルの下,稚内市の政策に関す

る事項を取り上げているが、その内容の半分以上は個人的意見に過ぎず、 市政の広報ではない。これらの事情に加えて、原告が中井の後援会に入 会していた際には広報誌が送付されてきたにもかかわらず、退会すると 送付されてこなくなったことに照らせば、同広報誌は、後援会活動の一 端と判断すべきである。

以上によれば、同広報誌に要した費用のうち半額は広報費としての使 途基準を満たさないというべきであり、同広報誌送付に要した封筒購入 代金、印刷代及び郵便料金相当額10万6737円のうち、5万336 9円は、不当利得である。

(イ) イラスト作成費の支出について

同広報誌の似顔絵イラスト作成費については、明らかに個人的支出といわざるを得ず、政務調査費の使途基準を満たさない。個人特定のために政務調査費から費用を支出することは、公私混同である。したがって、中井が政務調査費から支出したイラスト作成費相当額9000円は、不当利得である。

【被告市長の主張】

(ア) 封筒購入代金, 印刷代及び郵便料金の支出について

議会全般にわたる動向、議案に対する審議の結果、議案の採決状況は、 予算措置が講ぜられている「議会便り」によって報告されるが、結果に 至るまでの間、議員がどのような立場で対処・議論したかについては明 らかでないことから、議員自らがその行動を市民に明らかにすることは 重要であり、市政状況報告に当たる。また、原告指摘の文面は、後援会 の意向を主張したにとどまらず、議員としての議員活動における主張を、 広く市民に開示し、その内容の是非、賛否を問うものであって、後援会 活動ではなく、議員活動である。

(イ) イラスト作成費の支出について

文書中の顔写真,議員のロゴ及び似顔絵等の使用については,議員を特定し,かつ,その議員と主張との関係を明らかにするための手法であり,とがめられるべき理由はない。かえって,他者においても,積極的に取り入れて然るべき手法である。

カ 藤谷について

【原告の主張】

藤谷の送付した「ふじや良幸活動報告」は、他の市議会議員の役職が掲載されていないなど、一部個人的な活動報告が記されているので、広報ではなく後援会活動の一端と判断すべきである。一般市民は自らの考えを公費を用いて伝達するという手段を有しておらず、議員がそのような手段を有するというのは不平等である。

したがって、藤谷が政務調査費から支出した同広報誌に要した費用のうち、3分の2は広報費としての使途基準を満たさないというべきであり、 同広報誌作成等に要した葉書購入代金及び印刷代の合計額の3分の2相当額の5万1616円は、不当利得である。

【被告市長の主張】

- (ア) 原告指摘の文面は、議員としての議会報告というべきであり、葉書購入代金及び印刷代は、本件条例に基づく運用指針の範囲内で支出したものといえる。なぜなら、議員が、議会の中での活動や考え方に基づく発言によって、市民の暮らしや権利及びこれに関する行政運営について、いかに活動しているかを市民に伝えることは、議員として重要なことだからである。
- (イ) 3分の2が不当利得である旨の原告の主張は、独自の主張に過ぎない。 キ 山田について

【原告の主張】

(ア) 2007年8月15日付け活動通信(以下「活動通信No32」とい

う。) に要した葉書購入代金及び印刷代の支出について

山田が送付した活動通信No32は,「連続トップ当選に感謝、感謝」,「支援労組や地域後援会の方々をはじめとする多くの皆さんのご苦労に支えられて、五期連続トップ当選と云う大変ありがたい結果となりました。本当に感謝の気持ちで一杯です。」と記載されている上,平成19年度の選挙が済んでわずか4か月後の平成19年8月15日に発行されている。これは当選させてもらったお礼の言葉であり,かつ,選挙期日後のあいさつ行為であり,公選法147条の2及び178条に抵触するから,政務調査費からの支出は認められない。

また、上記のような内容が記載されている活動通信No32は、当選 お礼の意味を込めたものであり、政務調査費からの支出が許されるもの ではない。

したがって、山田が政務調査費から支出した活動通信No32の作成等に要した葉書購入代金及び印刷代相当額21万3000円は、不当利得である。

(イ) 2008年1月5日付け活動通信(以下「活動通信No33」という。)に要した葉書購入代金及び印刷代の支出について

山田の送付した活動通信No33は,稚内市議会が他の市議会と比べて進んだ議会であること,自分が16年かけて変えてきたことを自慢している文面であり、広報費としての使途基準を満たさないというべきである。したがって、山田が政務調査費から支出した活動通信No33の作成等に要した葉書購入代金及び印刷代相当額の半額10万1530円は、不当利得である。

【被告市長の主張】

(ア) 活動通信No32について

活動通信No32は, 主として, 議長選出の経過や議長公務の実情,

議会運営の実態と自己意見を報告したものであり、本件条例に定める「議会活動の報告」そのものである。また、活動通信No32は、公選法147条の2で禁止されている年賀状、寒中見舞い、暑中見舞いでもない上、同法178条で禁止されているあいさつ行為にも該当しない。そもそも当選お礼のあいさつであれば、選挙後直ちに行ってこそ意義があるのであり、4か月も経過してからのものは、枕詞に過ぎない。

(イ) 活動通信No33について

活動通信No33は、本件条例に定める「議会活動の報告」に当たる。 そもそも議員自身の意見や考え方を伴わない議会活動などあり得るはず もない。議会活動を住民に知らせることは、市政に対する市民の意見を 的確に収集、把握するための前提として有意義であり、議会活動を知ら せるということに、市政に関する政策や議会運営に関する客観的事実の みならず、自身の意見や考え方を含まれるのは当然である。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件監査結果の無効確認請求について
 - (1) 地自法242条の2第1項2号は、訴えをもって裁判所に対して求めることのできる請求として「行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求」を挙げているところ、同号の「行政処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものと解される。
 - (2) これを本件住民監査請求についてみると、同請求は、普通地方公共団体の執行機関等の違法若しくは不当な財務会計行為を予防又は是正するために、当該普通地方公共団体の住民が自己の法律上の利益にかかわらない住民としての資格に基づいてするものであって、その結果によって、請求人である住民の個人的な権利義務又は法的地位に直接影響が生じるということはできな

いから、住民監査請求の監査結果は、地自法242条の2第1項2号にいう 「行政処分」には当たらないものと解される。

- (3) 以上によれば、本件訴えのうち、本件監査結果の無効確認を求める部分は、不適法であるから、却下を免れない。
- 2 被告市に対する現行の稚内市議会政務調査費交付条例等の修正の各義務付けの請求について

本件各義務付けの訴えは、上記のとおり、条例及び規則の改正の義務付けを求める請求と解されるところ、地自法242条の2第1項1号から4号までには、かかる類型の訴えの提起を認める趣旨の規定は存しないから、本件各義務付けの訴えは、行訴法3条6項1号に基づく訴えであると解するほかない。そうすると、本件各義務付けの訴えが適法なものであるというためには、同法37条の2第1項、3項及び5項の各要件を満たすことが必要になるところ、原告は、上記各要件を満たしていることに関して何らの主張をしない。

以上によれば、本件各義務付けの訴えは、上記各要件を満たすものとは認められないから、本件訴えのうち、被告市に対して現行の稚内市議会政務調査費 交付条例等の修正の各義務付けを求める部分は、いずれも不違法であるから、 却下を免れない。

- 3 本件各議員の不当利得の有無について
 - (1) 政務調査費制度の趣旨等
 - ア 平成20年法律第69号による改正前の地自法100条13項及び14項(なお、同改正により、それぞれ地自法100条14項及び15項と改められた。)が規定する政務調査費の制度は、議会の会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて、その使途の透明性を確保することにより、議員の調査研究活動の基盤を充実させてその審議能力を強化し、もって地方議会の活性化を図る趣旨で創設されたものであると解される。

イ ところで、平成20年法律第69号による改正前の地自法100条13項は、政務調査費の使途について、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」という以上に、具体的な内容を明らかにしていない。これは、各地方公共団体の議会が定める条例に使途基準の具体化を委ねることにより、各地の実情に応じた柔軟な取扱いを可能にすることを目的としているものと解される。したがって、政務調査費の使途については、上記法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方公共団体が制定する条例の定めるところに従うことが相当であると解される。

この点に関し、上記争いのない事実等(2)イ記載のとおり、本件条例 8条は、平成 2 0 年法律第 6 9 号による改正前の地自法 1 0 0 条 1 3 項の委任を受けて、「議員は、政務調査費を別表に定める使途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と定めているところ、同条の文言の中で「市政に関する調査研究に資するため必要な経費」とされていることからも明らかなとおり、市政に関する調査研究に直接用いられた費用に限って政務調査費として使用することが許されるというものではなく、議員の調査研究活動の基盤を充実させその審議能力を強化することによって地方議会の活性化を図るという政務調査費の制度趣旨にかんがみると、調査研究活動に付随して必要とされる費用等、市政に関する調査研究を行うために必要となる費用の支出に対しても、議員は、政務調査費を使用することができるというべきである。

そして、上記争いのない事実等(2)イ記載のとおり、政務調査費の使途基準を定めた本件条例の別表(以下「本件別表」という。)は、政務調査費の使用が許される支出項目として、「研究研修費」、「調査旅費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「広聴費」、「人件費」、「事務所費」及び「その他の経費」の9項目を挙げ、各項目に関し、その

内容及び具体的な支出例を示しているところ,これは,平成20年法律第69号による改正前の地自法100条13項の「議員の調査研究に資するため必要な経費」の内容を具体化し,あるいは,一部限定的に解釈したものであると解され,その内容は合理的であり,地自法が政務調査費の制度を創設した趣旨に反するものではないと認められる。

特に、広報費についてみると、「議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために要する経費(広報紙、報告書等の印刷代、送料、会場費等)」と具体的に定められているところ、市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究活動の一つとして重要なものであり、調査研究活動、議会活動及び市の施策を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握し、もって議員の調査研究活動の基盤を充実させるための前提として意義を有するものということができるから、こうした広報のために支出した費用も、市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものであると解される。

ウ これに対し、原告は、議員の個人的な意見にわたる部分については、広報費として政務調査費から支出することは許されない旨主張するが、議員の意見を市政に関する情報として住民に提供し、同意見に対する住民の賛否を聴取する機会を設けることは、市政に関する市民の意思を的確に収集、把握し、議員の調査研究活動の基盤を充実させる上での前提となる行動として意義を有するものであるということができるから、上記政務調査費の制度趣旨に適合するというべきある。よって、この点に関する原告の主張は、採用することができない。

以上を前提に、本件各議員の政務調査費からの支出に関して不当利得の 有無を検討する。

(2) 大泉について

ア 葉書購入代金及び印刷費の支出について

(ア) 公選法147条の2の規定に違反する旨の主張について

原告の公選法違反の主張は、政務調査費からの支出が不当利得に該当するという主張といかなる関係を有するかについては判然としないが、公選法違反の事実が認められるとすれば、上記支出が違法となり、法律上の原因を欠くことになる旨主張するものと解し、以下において検討する。

- a 公選法147条の2は,公職にある者等が,当該選挙区内にある者に対し,「年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)」を出すことを禁止しているところ,その文言にかんがみると,同条は,「慶弔,激励,感謝その他これらに類するもののためのあいさつ状」を出すことについては,禁止の対象に含めていないものと解される。さらに,同条は,年賀状等に類する「あいさつ状」を出すことを禁止するものであるから,議会活動の報告等に関する文書など,送付が禁止されていない文書の中で,その文書の趣旨を変えない範囲で,時候のあいさつや日頃の支援に対する一般的な感謝の意を示すあいさつをすることについてまで禁止するものではないと解される。
- b 以上を前提として、大泉が送付した上記葉書の内容についてみると、 証拠(甲1の8)によれば、上記葉書の裏面には冒頭の2行に「昨年 4月、28年振りの選挙に挑み、皆様の熱い応援と御支援に心より感謝 申し上げます。」という記載があることが認められるが、その内容は、 「年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ」 という性格を有するものであるとは認められない上、上記葉書の大部 分には、議会で大泉が行った質問の内容や議会で問題となった事項に 関する大泉の意見等が記載されていることが認められるから、同葉書

の内容を総体としてみると,「あいさつ状」ではなく,議会活動の報告等に関する文書であるということができる。

そうすると、上記葉書は、「年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状」には該当しないと認められるから、大泉が、上記葉書を出したことをもって、公選法147条の2に違反したとはいえないことは明らかである。

(イ) 使途基準適合性について

原告の公選法違反の主張は、政務調査費の使途基準に反していることの事情について述べたものであると解する余地もあることから、次に、大泉が政務調査費を使用して上記葉書を送付したことが、政務調査費の使途基準に適合するものであるか否かについて検討する。

上記(ア) b で認定したとおり、大泉が送付した葉書には、主として議会で大泉が行った質問の内容や議会で問題となった事項に関する大泉の意見等が記載されていることが認められるところ、これらの記載は、「議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝する」ものであると認められ、上記葉書の送付に要した葉書購入代金や印刷費は、本件条例の別表8条の5の広報費に該当するものであると認められる。

なお、原告が主張するように、上記葉書には、大泉が選挙に当選したことに関するあいさつの文言が記載されていることも認められる。しかし、同記載は、他の記載と分離して印刷することが困難なものである上、上記のbで認定したとおり、同記載は、上記葉書の冒頭の2行を占めるに過ぎないことによれば、上記あいさつの文言を上記葉書に記載して印刷することが、議会活動及び市の施策について住民に報告するという同葉書の送付の目的との関係で、合理的な範囲を超えたものであるとはいい難く、上記あいさつの文言を含む総体としての葉書購入代金や印刷費を「広報費」として政務調査費から支出することが、政務調査費の使途

基準に反するものであるとは認められない。

- (ウ) 以上によれば、大泉が政務調査費から支出した葉書購入代金及び印刷 費が不当利得に当たるとは認められず、この点に関する原告の主張は採 用することができない。
- イ ノートパソコン及びプリンタの購入代金の支出について

本件条例は、議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(資料作成費)として、政務調査費から事務機器の購入費を支出することを認めているところ(同条例の別表の3)、上記(1)で判示したとおり、その内容は、地自法の趣旨に照らして合理的なものであると認められるから、大泉が、政務調査費の中から12万1780円を使用してノートパソコン及びプリンタを購入したこと自体をもって、政務調査費の使途基準に反するものであるということはできない。

もっとも、大泉は、上記のパソコン及びプリンタを自宅に置いていることが認められるが、本件別表において、事務所費と資料作成費の双方の具体的支出例として事務機器の購入費が挙げられていることからも明らかであるように、議員が政務調査費を使用して購入した事務機器を事務所以外の場所で用いて必要な資料を作成することは、当然に認められているというべきであるから、大泉が上記パソコン等を自宅に置いているという事実から直ちに、大泉がこれらを私用に供していると認めることはできず、他に、大泉が、上記パソコン等を私用に供していると認めるに足りる証拠は見当たらない。そうすると、上記パソコン等の購入代金を政務調査費の中から支出したことをもって、大泉に不当利得が成立したとは認められない。

(3) 佐々木について

本件条例は、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に関する経費(事務所費)として、政務調査費の中から事務所の事務機器の購入費を支出することを認めているところ(同条例の別表の8)、

上記(1)で判示したとおり、その内容は、地自法の趣旨に照らして合理的なものであると認められるから、佐々木が、政務調査費の中から3万5150円を支出して、会派の事務所内で使用するパソコンを購入したことをもって、政務調査費の使途基準に反しているとは認められない。

そして,証拠(甲9)及び弁論の全趣旨によれば,佐々木は,上記パソコンが故障するまでの間,会派の事務所内で使用していたことが認められるから,上記パソコンの購入代金は,事務所費に当たるものとして,政務調査費の中から支出することに不当な点は認め難い。

なお、証拠(甲9)及び弁論の全趣旨によれば、佐々木は、平成20年 9月12日、稚内市監査委員会の事情聴取に対し、「所有するパソコンは 当初会派において使用していたが、故障し修理が不能であるため現在は自 宅に置いてある」との回答をしたことが認められるが、かかる事実をもっ て、佐々木が上記パソコンを私用に供していると認めることはできず、他 に、当該事実を認めるに足りる証拠は見当たらない。そうすると、佐々木 が、上記パソコンの購入代金を政務調査費の中から支出したことをもって、 佐々木に不当利得が成立したとは認められない。

(4) 渋谷について

- ア 証拠(甲3の4)及び弁論の全趣旨によれば、①渋谷が送付した葉書の表面の下方には、「平成二十年三月定例議会」と表題が付された縦約3.4センチメートル、横約4.5センチメートルの同人の写真が印刷されていること、②裏面には景気対策、環境都市宣言、福祉就労施設の問題に関する説明及びこれらの問題に関する同人の活動状況や意見等が記載されていることが認められる。
- イ 上記葉書に記載された内容によれば、同葉書は、議会活動及び市の施策 について、住民に報告し、宣伝するためのものであると認められるから、 同葉書の送付に要した葉書購入代金及びインクトナー代金(合計5万90

26円)は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民 に報告し、宣伝するために要する経費」として、本件条例の別表の5の 「広報費」に該当するものであると認められる。

これに対し、原告は、上記葉書に記載された内容は、議員本人の活動のみを強調するかのように捉えられることから、同葉書の送付に要した費用は広報費に該当しない旨主張するが、上記のとおり、「広報費」は、議員の議会活動について住民に報告することに要する経費として、その支出が認められているものであるから、原告の主張は、本件別表の文言に明らかに反する独自の見解であって、採用することができない。

よって、渋谷が、上記葉書の購入代金及びインクトナー代金を政務調査費を使用して支出したことをもって、渋谷に不当利得が成立したとは認められない。

(5) 島田について

上記(2)イで判示したとおり、本件条例は、議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費として、政務調査費を使用して事務機器を購入することを認めているから、島田が、政務調査費の中から18万2110円を支出してノートパソコン及び電子辞書を購入したことをもって、政務調査費の使途基準に反しているとは認められない。

なお、証拠(甲9)及び弁論の全趣旨によれば、島田は、購入したパソコンを自宅に置き、電子辞書については常に鞄に入れて携帯していることが認められるが、パソコンを自宅に置くことが禁止されていないことは、上記(2)イで説示したとおりであるし、本件に提出された全ての証拠を見ても、島田が同パソコン等を私用に供していると認めるに足りる証拠はない。

よって、島田が、上記パソコン及び電子辞書の購入代金を政務調査費を使用して支出したことをもって、島田に不当利得が成立したとは認められない。

(6) 中井について

ア 証拠 (甲5の8) によれば、中井が送付した広報誌「じゅんのすけだよりNo. 24」の表面には、「活動の概要」という見出しの下、平成19年1月29日から同年9月21日までの主な活動の概要が記載され、同年6月13日の活動として「市長不信任案 反対する 否決」という記載があること、その裏面には、「私はこう考えます」、「活動の報告と私の考え」という見出しの下、被告市における新しい総合計画の策定や駅前再開発に関する中井の意見が記載されているほか、中井の似顔絵イラスト2点が印刷されていることが認められる。

イ 封筒購入代金, 印刷代及び郵便料金の支出について

上記広報誌に記載された内容によれば、同広報誌は、議会活動及び市の施策について、住民に報告し、宣伝するためのものであると認められるから、同広報誌の送付に要した封筒購入代金、印刷代及び郵便料金は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために要する経費」として、本件別表の5の「広報費」に該当するものであると認められる。なお、後に説示するとおり、上記広報誌に掲載された似顔絵イラストの作成費用については、政務調査費の使途基準に反するものであると考えるが、似顔絵イラストを他の記事と分離して印刷すること及び他の部分の印刷費用と区別することがいずれも困難であり、かつ、似顔絵に要した印刷費用が全印刷費用のうちに占める割合は小さく合理的な範囲内にあると認められるから、似顔絵イラスト分の印刷費を含めた総体としての印刷費を政務調査費から支出することが許されないとまではいえない。

これに対し、原告は、十分な市政状況の報告でないことを理由として、 広報費に該当しない旨主張するが、上記広報誌の内容を全体としてみると、 同広報誌は、「議会活動及び市の施策について、住民に報告し、宣伝す

る」ものとして十分な内容を有していると認められる上、同広報誌は、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提となる情報提供という政務調査費の制度趣旨に適合するものであるということができるから、広報費に該当するというべきである。また、原告は、個人的意見であることから広報ではなく後援会活動の一端であって使途基準に反する旨主張するが、独自の見解であって、採用することができない。

よって、中井が、上記広報誌の送付に要した封筒購入代金、印刷費及び 郵便料金を政務調査費の中から支出したことをもって、中井に不当利得が 成立したとは認められない。

ウ 本件イラスト作成費の支出について

上記アで認定したとおり、中井が送付した広報誌には、中井本人の似顔 絵イラスト2点が掲載されており、証拠(甲5の7)によれば、中井は、上記似顔絵イラスト2点を含む3点の作成費として、政務調査費の中から9000円を支出したことが認められるところ、被告市長は、似顔絵イラストの作成費用を政務調査費の中から支出することは、政務調査費の使途基準に違反しないとし、その理由として、同イラストを掲載することは、議員を特定し、かつ、その議員と主張との関係を明らかにするための手法であることを挙げる。

確かに、議員の似顔絵イラストを掲載することが、議員の特定に資する ものであり、住民の広報誌を読むきっかけとなる可能性については完全に 否定することはできない。

しかし、議員を特定し、議員本人と議員の主張との関係を明らかにする という目的を達成するためには、議員本人の顔写真を掲載することの方が より効果的であるところ、上記広報誌には、実際に中井の顔写真が掲載さ れていることが認められるから、上記写真に加えて、相当額の費用を支出 して似顔絵イラストを掲載する必要性は乏しいと考えられるし、議員の似 顔絵と議員の調査研究活動の基盤の充実との間の因果関係も相当希薄である。

そうすると、上記似顔絵イラストは、その記載の必要性が乏しく、専ら 議員自身の広告を目的とするものといわざるを得ず、これに要した費用は、 議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務 調査費の制度趣旨に適合しないというべきである。

さらに、①月額3万円(年額にして36万円)の政務調査費の中から900円もの費用を支出して、特別に似顔絵イラストを作成していること、②証拠(甲5の7)によれば、政務調査費の中から支出された9000円は、似顔絵イラスト3点の作成費の対価であることが認められるところ、中井が送付した広報誌には2点の似顔絵イラストが掲載されているに過ぎず、他の1点の似顔絵イラストについては、どのような使途で利用されたのか明らかでないこと、③似顔絵イラストについては、再度用いることが可能であり、議員自身の広告に利用しやすいものであると認められること等の本件にあらわれた諸般の事情を総合考慮すると、上記似顔絵イラスト作成費9000円について、政務調査費の中から支出することは、使途基準に適合しない支出に当たると認めるのが相当であり、中井に不当利得が成立するものと認められる。

(7) 藤谷について

証拠(甲6の3)によれば、藤谷が送付した葉書(「ふじや良幸活動通信」)には、①「新たな決意で市政に挑む」という見出しの下、「多くの方々から御支援を頂き、四期目のスタートを切ることが出来ました。議会運営委員長と森林・林業・林産業活性化稚内議員連盟会長に就任致しました。所属委員会は建設産業常任委員会です。」との記載があること、②「6月定例議会から」という見出しの下、第一副港再開発の床取得に関して議会で採決が行われるまでの経緯等に関する説明や藤谷の意見が記載されていること、

③「駅前再開発について」という見出しの下、駅前再開発に関する議会での議論の結果のほか、後期高齢者医療制度に関する説明及び藤谷の意見が記載されていることが認められる。

上記葉書に記載された内容によれば、上記葉書は、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために送付されたものであると評価することができるから、同葉書の送付に関する費用である葉書購入代金及び印刷代は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために要する経費」として、本件条例の別表の5の「広報費」に該当するものであると認められる。

よって、藤谷が、上記葉書の購入代金及び印刷代金を政務調査費の中から 支出したことをもって、藤谷に不当利得が成立するとは認められない。

(8) 山田について

ア 活動通信No32に要した葉書購入代金及び印刷代の支出について (ア) 公選法違反の主張について

証拠(甲7の1ないし5)及び弁論の全趣旨によれば、山田が送付した活動通信No32は、いわゆる官製はがき(郵政はがき)を用いた印刷物であり、その表面には、宛名欄の下に縦書き13字×15行の記事欄が設けられ、そのうち2行にわたってゴシック体で「◎連続トップ当選に感謝、感謝」、その後13行にわたって明朝体で「今年は五度目の戦いの年。前回の選挙と同様に新人候補が多く、難しい選挙となりました。現職にとって厳しい選挙であったことは、現職の三名が落選したと云う結果からも判りますが、私は、支援労組や地域後援会の方々をはじめとする多くの皆さんのご苦労に支えられて、五期連続トップ当選と云う大変ありがたい結果となりました。本当に感謝の気持ちで一杯です。」、「活動通信No32」などの各記載があること、裏面は縦書き3段組の書式となっており、最上段には、議長

就任の経緯等に関する記載及び山田の顔写真が掲載されていること、その後2段にわたり、「議長就任後の公務」と題し、平成19年5月21日から同年8月11日までの活動内容がそれぞれ日付けとともに箇条書きで記載されていること、同活動通信は、当該選挙の約4か月後に送付されたこと、活動通信No32の送付に関する費用である葉書代及び印刷代21万3000円を政務調査費収支報告書において、広報費として計上したことが認められる。なお、上記争いのない事実等(3)イ記載のとおり、山田は、平成20年4月1日、収入36万円、支出41万6690円、残額0円とする収支報告書を提出しているが、活動通信No32の発行時期に照らし、これに要した額は、その全額を政務調査費から支出したものと認めるのが相当であり、これを覆すに足りる証拠はない。

- b 活動通信No32が公選法178条に反するか検討するに、同通信の表面の記載内容は、選挙終了後、当該選挙の当選に関してされたあいさつ行為であることは認められる。しかし、当該記載が全体に占める割合及び同通信の裏面の記載内容のほか、同通信が当該選挙の前後を通じて継続的に発送されているものの一部であることからすれば、活動通信No32の発送目的は、主として議長就任の経緯等及び議長就任後の公務の内容を掲載することにあったものと推認することができる。そして、原告が問題とする記載が上記発行目的を逸脱するものとまではいえないし、当該記載が他の部分と比べて強調されているとは認められない。そうすると、活動通信No32の送付は、「当選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって」した文書図画の頒布行為(公選法178条2号)であるとは認められない。よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。
- c また、上記認定事実によれば、活動通信No32が「年賀状、寒

中見舞状,暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状」に該当しないことは明らかであって、公選法147条の2に反するともいえない。よって、この点に関する原告の主張についても採用することができない。

(イ) 支途基準適合性について

活動報告No32の内容は、山田が稚内日口経済交流協会定期総会や支庁再編に関する知事要望等、特定の市政に関する行事に参加していることなど、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提となる情報の提供という、政務調査費から支出を許される「広報費」の趣旨に適合すると認められる記載部分もある。

しかしながら、それらは箇条書きで具体的な内容に乏しいものである上、議長就任後の公務に関する記載のうちの数行に過ぎず、全体に占める割合もわずかである。また、その余の記載は、トップ当選に関する感謝の気持ちを表する記載や、具体的な市政に直ちに関連するとはいえない議長就任の経緯等に関する記載のほか、記載自体からその内容が判然としないか、議長としての儀礼的な公務に関する行事名を羅列したにとどまるものであって、これらは、市政に対する具体的な市民の意思を収集、把握するための前提となる情報とは認め難く、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の制度趣旨に適合するものということができない。そして、このような政務調査費制度の趣旨に適合しない記載が、活動通信No32のほとんどを占めていることに照らせば、活動通信No32は、全体として、その印刷及び送付自体が広報費としての支途基準に適合せず、これに要した費用の全額が政務調査費の支途基準に適合しない支出と認められる。

したがって、山田について、活動通信No32の発送等に要した葉書 購入代金及び印刷代相当額である21万3000円の不当利得が存する と認められる。

- イ 活動通信No33に要した葉書購入代金及び印刷代の支出について
 - (ア) 証拠(甲7の1,7の6ないし10)によれば、山田が送付した活動 通信No33は、いわゆる官製はがき(郵政はがき)を用いた印刷物であり、その表面には、宛名欄の下に縦書き18字×17行の記事欄が設けられ、裏面には、縦書き13字×22行の記事欄が3段設けられていること、表面のうち11行にわたって灯油価格急騰に対する緊急対策に関する記載があること、表面のうち6行に加え、裏面の3段目6行目までにわたって(ただし、裏面の最上段7行分は山田の顔写真が掲載されている。)、「栗山町議会は先進的か?」と題した稚内市議会運営の仕組み等に関する記載があること、裏面3段面のその余の記事欄には、本会議のラジオ放送開始や議会だより改革に関する記載があること、活動通信No33の送付に関する費用(追加分の費用についても、その支出の時期等からすれば、活動通信No33の送付に関する費用であると認められる。)である葉書購入代及び印刷代合計20万3060円を政務調査費収支報告書に広報費として計上したことが認められる。
 - (イ) 上記認定事実によれば、活動通信No33の内容には、一部、原告が主張するように稚内市議会が他の市議会と比べて進んだ議会であることのみを強調するかのような記載があり、これについては、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提となる情報提供といえるか疑問の余地もないではない。しかし、仮に、これが政務調査費の趣旨に適合しない記載であるとしても、議会運営の仕組みを含め、活動通信No33の記載内容の大部分が、広報費が政務調査費からの支出を許される趣旨に沿わないとまでは認め難く、当該記載の全体に占める割合も大きいとまではいえない上、活動通信の発行目的との関係で当該内容を記載することが不合理とまではいい難い。そうすると、活動通信No3

3の印刷及び送付自体が、政務調査費制度の趣旨に反するとまでは認め難い。

したがって、山田について、活動通信No33の送付等に要した金額に関して不当利得があるとは認められない。

(9) まとめ

以上によれば、中井が広報費という名目で支出したイラスト作成費900 0円並びに山田が広報費という名目で支出した活動通信No32の発行に 要した葉書購入代金及び印刷代相当額21万3000円については、政務 調査費の使途基準に適合するものとは認められないから、中井及び山田は、 被告市から交付を受けた政務調査費を使用することにより、上記各金員相 当額を不当に利得したということになるから、これを被告市に対して返還 する義務を負うと認められる。

そして、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならず(地自法240条2項)、原則として、債権を行使するか否かについての裁量の余地はないのであるから(最判平成16年4月23日・民集58巻4号892頁参照)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)171条から171条の7までに係る徴収停止事由等がないにもかかわらず相当期間その債権を行使しない場合には、それを正当化する特段の事情がない限り財産の管理を怠るものとして違法というべきである。

本件では、上記のように、中井には平成19年度分として支給された政務調査費に9000円の、同じく山田には21万3000円の各残余があると認められ、争いのない事実等(3)ウによれば、被告市長は、平成20年5月15日、稚内市議会議長から収支報告書の写しを送付されたにもかかわらず、中井及び山田に対する不当利得返還請求権を行使していないことが

認められる。また、中井及び山田について、債権の不行使を正当化する特段の事情があるものとも認められない。

4 結論

よって、原告の訴えのうち、本件監査結果の無効確認を求める部分並びに被告市に対して現行の稚内市議会政務調査費交付条例、同条例施行規則及び稚内市議会政務調査費にかかる運用指針の各修正の義務付けを求める部分については、いずれも不適法であるから却下することとし、不当利得の返還を被告市長に請求するように求める部分については、中井に対して9000円の、山田に対して21万3000円の各返還を請求するように求める限度で理由があるから認容することとし、その余の部分は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行訴法7条、民事訴訟法61条及び64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

旭川地方裁判所民事部

裁判長裁判官 湯 川 浩 昭

裁判官 富 澤 腎一郎

裁判官 谷 地 伸 之

稚内市議会政務調査費交付条例(修正案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条第1 3項及び第14項の規定に基づき、稚内市議会における政務調査費の交付に関し必要な事 項を定めるものとする。

(議長及び議員の責務)

- 第2条 議長は、この条例に定める政務調査費が適正に執行され、議員の調査研究活動の 実態に即したものとなるよう、常に本制度の見直し等の改善に努めなければならない。
- 2 議員は、この条例により会派及び議員に交付される政務調査費の透明性を確保した執行に努めなければならない。

(交付の対象)

第3条 政務調査費は稚内市議会の会派(所属議員が1人である場合を含む。以下「会派」という。)及び議員(会派に所属しない議員)に対し、交付する。

(会派の代表者及び経理責任者)

- 第4条 会派に、会派の政務調査費に係る事務を処理させるために、代表者及び経理責任 者を置かなければならない。
- 2 会派の代表者及び経理責任者は、当該会派に属する議員の中から定めるものとする。
- 3 代表者は、会派の政務調査費に係る事務を総轄する。
- 4 。経理責任者は、会派の政務調査費の出納に関する事務を行う。

(政務調査費の額及び交付の方法)

- 第5条 会派に対し交付する政務調査費の月額は、30,000円に、その月の初日(以下「基準日」という。)において当該会派に所属する議員の数(当該会派に所属する議員の数について、基準日に脱会その他の事由に基づく変動があったときは、当該変動後の数)を乗じて得た額とする。
- 2 議員に対し交付する政務調査費の月額は、30,000円とする。
- 3 基準日に会派が解散したとき及び基準日以外の日に結成されたときは、当該基準日及 び当該会派が結成された日の属する月分の会派に交付される政務調査費は、当該会派に 交付しない。
- 4 基準日に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当該基準日及び当該議員が議員でなくなった日の属する月分の議員に交付される政務調査費は、当該議員に対して、交付しない。

(交付の申請)

- 第6条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度4月10日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日)までに、規則に定める申請書を市長に提出し、交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、4月1日から翌年3月1日までの間に結成された会派が、 当該会派が結成された日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。) に係る会派に交付される政務調査費を受けようとするときは、当該会派の代表者は、次 の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日(その日が日曜日等に当たるときは、そ の日後最初に到来する日曜日等でない日)までに、市長に申請しなければならない。
 - (1) 会派が結成された日が基準日以外の日であるとき 当該会派が結成された日の

属する月の末日

- (2) 会派が結成された日が基準日であるとき 当該基準日
- 3 前項の規定にかかわらず、4月1日から翌年3月1日までの間に議員になった者が、 議員となった日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)に係る議 員に交付される政務調査費を受けようとするときは、当該議員は、次の各号に掲げる区 分に応じ当該各号に掲げる日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来 する日曜日等でない日)までに、市長に申請しなければならない。
 - (1) 議員となった日が基準日以外の日であるとき 当議員となった日の属する月の末日
 - (2) 議員となった日が基準日であるとき 当該基準日 (交付の決定)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る政務調査費の交付及び交付額を決定し、その旨を当該申請をした会派の代表者又は議員に通知するものとする。
- 2 政務調査費は、前項の規定に基づき申請書の提出がなされた会派及び議員に対し、毎年度4月30日までに公布する。

(申請事項の変更)

- 第8条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者又は議員は、第6条の規定による申請をした事項に変更があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日)までに、市長に届け出をしなければならない。
 - (1) 当該変更のあった日が基準日以外の日であるとき 当該変更があった日から10 日以内
 - (2) 当該変更のあった日が基準日であるとき 当該基準日
- 2 会派の代表者が前条の規定による通知を受けた場合において、当該会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日(その日が日曜日等に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等でない日)までに、市長に届け出をしなければならない。
 - (1) 会派が解散した日が基準日以外の日であるとき 会派が解散した日から10日以内
 - (2) 会派が解散した日が基準日であるとき 当該基準日(政務調査費の調整及び返還)
- 第9条 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、既に交付した政務調査費の額が移動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに追加して交付し、会派は当該上回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の15日までに返還しなければならない。
- 2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中で解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月)の15日までに返還しなければならない。
- 3 政務調査費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月)以降の政務調査費を、当該議員でなくなった日の属する月の翌月の15日までに返還しなければならない。



(使途の基準)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、別に定める基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書の提出)

- 第11条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者、並びに政務調査費の 交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」と いう)を作成し、領収書その他の証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。
- 2 前項の収支報告書は、政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了したとき(再度、議員にならなかった者に限る。)又は任期の途中で議員を辞職したとき、当該議員が所属していた会派の代表者又は当該議員は、当該理由が生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならい。
- 4 死亡により議員でなくなったときは、収支報告書の提出を要しないものとする。 (議長の調査)
- 第12条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条第1項の規定により収支報告書が提出されたとは、必要に応じて調査を行うものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第13条 議長は、前条により調査を行った後、速やかに収支報告書の写しを市長に提出 しなければならない。

。 (政務調査費の返還)

- 第14条 政務調査費の交付を受けた会派(当該会派が解散した場合にあっては、当該会 派の代表者。)及び政務調査費の交付を受けた議員(当該議員が議員でなくなった場合に あっては、当該議員であった者。)は、第11条の規定により収支報告書等の提出した場合において、残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなけれ ばならない。
- 2 市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、第10条に規定する基準に基づく 経費以外に当該政務調査費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、 既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

- 第15条 議長は、第11条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求する ことができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行な関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年度に限り、第7条第2項中「毎年度4月30日」とあるのは「平成13年7月31日」と、第6条中「毎年度4月10日」とあるのは「平成13年7月10日」とする。

附 則(平成14年6月14日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第36号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

附 則(平成**年*月*日条例第**号) この条例は、公布の日から施行する。

稚内市議会政務調査費交付条例施行規則(修正案)

(趣旨)

第1条 この規則は、稚内市議会政務調査費公布条例(平成13年稚内市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (会派)
- 第3条 条例第3条に規定する会派は、所属議員1人以上で構成し、これを議長に届け出 たものとする。
- 2 政務調査費の交付を受けた会派は、会派を解散した場合には、会派解散届出書を速やかに議長に提出しなければならない。

(使途基準)

第4条 条例第10条に規定する別に定める基準は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める申請書は、会派は別記第1号(1)様式の交付申請書、議員は別記第1号(2)様式の交付申請書によるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、交付の可否を決定し、別記第2号 。様式の交付決定(却下)通知書を当該会派及び当該議員に交付するものとする。

(交付の請求)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める請求書は、会派は別記第3号(1)様式の交付請求書、議員は別記第3号(2)様式の交付請求書によものとする。

(収支報告書の書式)

- 第8条 条例11条に規定する規則で定める収支報告書の書式は、会派は別記第4号(1)様式の収支報告書、議員は別記第4号(2)様式の収支報告書によるものとする。
- 2 会派においては、所属議員の収支報告書を添付しければならない。

附目

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成**年*月*日規則**号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

政務調查費使途基準(会派関係)

你 带 。 压 八	支出できる経費					
経費の区分	* * 0	内容		*	種類 種類	
1 研究研修費	会派が研究会 ために必要な 開催する研究 るために要す	経費、又は 会、研修会	他の団体の	金、参加	負担金、会費	

*	1		
2 調査活動費	査研究活動のために要する経費	交通費(鉄道賃、船賃 バス代、タクシー代) 車借上料、燃料費(ス 軽油代)、有料道路 車場代、負担金等	、宿泊費、 ガソリン・
3 資料作成費	[세발에[[[[[[[]]]] - [[[]]] [[[]] [[[]] [[]] [印刷製本費、翻訳料、 の購入費又はリース 成委託料等	
4 資料購入費	会派又は会派に属する議員が行う調 査研究活動のために必要な図書、資 料等の購入に必要な経費	図書購入費、電子メー	ディア購入
5 広報費	究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝及び周知する活動を行うために要する経費	広報紙(会派が認めがみ)・報告書(会派が書のみ)の印刷費、i 借上料、ホームページ茶菓子代等	認めた報告 送料、会場
6 公聴費	会派又は会派に属する議員が住民から市政の政策等に対する要望、意見 を聴くために要する経費		本費、茶菓
7。人件費	会派又は会派に属する議員が市政に 関して調査研究をするために補助者 を雇用するのに要する経費	給料、賃金、日当、 会保険料等	交通費、社
8 事務所費	[1] [2] [1] 전에 마르크 (1) [2] [2] 전에 보고 있는데 보고 되었다면 보고 있는데 보	事務所賃貸料、維持 品及び事務機器の購 ース代等	
9 その他の経費	1から8までに規定する経費以外の 経費で会派又は会派に属する議員が 調査研究活動に要する経費		

注 「経費を支出する目的が、会派又は会派に属する議員が市政に関して調査研究活動に該当しないもの」とは、次のものをいう。

- (1) 餞別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状及び暑中見舞用葉書の購入及び印刷代金等の交際費的な経費
- (2) 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等、及び政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費
- (3) 会議、集会等に伴う食事以外の飲食に係る経費
- (4) 選挙活動、後援会活動に係る経費

別表第2(第4条関係)

政務調查費使途基準(議員関係)

経費の区分	*	支出で	きる経費	10 . K
		内容	租	i類

1 研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催する ために必要な経費、又は他の団体の 開催する研究会、研修会等に参加す るために要する経費	金、参加負担金、会費、交通費、
2 調査活動費	議員が行う調査研究活動のために要 する経費	交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、 バス代、タクシー代)、宿泊費、 車借上料、燃料費(ガソリン・ 軽油代)、有料道路通行料、駐 車場代、負担金等
3 資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、翻訳料、事務機器 の購入費又はリース代、資料作 成委託料等
4 資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費	
5 広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び 市の施策について住民に報告し、宣 伝及び周知する活動を行うために要 する経費	会場借上料、ホームページ等作
6 公聴費	議員が住民から市政の政策等に対す る要望、意見を聴くために要する経 費	그는 하이에는 그렇게 그렇게 있다면 이 이 이 이 아이를 보고 있다면 하게 되었다면 하는데 그리고 있다면 하는데 그렇게 되었다면 하다.
.7°人件費	議員が市政に関して調査研究をする ために補助者を雇用するのに要する 経費	
8 事務所費	議員が調査研究活動のために必要な 事務所の設置、管理等に要する経費	事務所賃貸料、維持管理費、備 品及び事務機器の購入費又はリ ース代等
9 その他の経費	1から8までに規定する経費以外の 経費で議員が調査研究活動に要する 経費	

- 「経費を支出する目的が、議員が市政に関して調査研究活動に該当しないもの」とは、次のものをいう。
 - (1) 餞別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状及び暑中見舞用葉書の購入及び印刷 代金等の交際費的な経費
 - (2) 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等、及び政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費
 - (3) 会議、集会等に伴う食事以外の飲食に係る経費
 - (4) 選挙活動、後援会活動に係る経費

稚内市議会政務調査費に係る運用指針(修正案)

I 政務調査費に係る手続等について

1 政務調査費の性格

政務調査費は、「稚内市議会政務調査費交付条例」(以下「交付条例」という。)に 基づき、稚内市議会議員の調査研究活動に必要な経費の一部として、<u>会派及び議員</u>に 対して交付されるものです。

したがって、政務調査費を市政に関する調査研究活動以外及び選挙活動、後援会活動等の経費に充てたり、使うことは出来ません

2 会計処理上の留意事項

(1) 政務調査費専用の口座を設けること。

政務調査費は<u>各会派及び各議員</u>の指定する口座に振り込まれることから、各会派及び各議員は政務調査費専用の口座を設ける必要があります。また、経理の透明性を確保する観点から、同専用口座に政務調査費以外の収支を混在させることは避けてください。

(2) 政務調査費専用の出納台帳を作成すること

各会派及び各議員においては、収支を明確にし、透明性を確保する観点から、収 支を示した出納台帳を作成し、収支報告書に添付して提出してくだし。

(3) 領収書を徴収すること

政務調査費を支出する際は、支出先から必ず領収書を徴収してください。

領収書については内容の判るものを添付すること。そうでない場合は納品書又は 請求書を添付し、内容が把握できるようにしてください。また、領収書等のないも のについては、支出することはできません。ただし、旅費については計算書で代え ることができます。

(4) 会計年度及び支出金の帰属年度

ア 会計年度

政務調査費に係る会計年度は、毎年4月1日(改選後は交付申請日)から3月31日 までとします。ただし、任期満了年度の4月分については4月1日から4月30日ま でとします。

イ 支出金の帰属年度

支出金の帰属年度は、その支払いが実際に行われた日の属する年度の支出として 取り扱います。例えば、3月に債務が確定したものであっても、実際の支払が4月 に行われたものについては、4月の属する年度における支出として取り扱ってくだ さい。

(5) 改選年4月分の支出処理

改選年の4月分については、任期満了日(4月30日)までに収支報告書を提出しなければならないことになっていますが、支出の種類によっては5月以降でなければ確定しない経費もあると思われることから、次のように整理をします。

4月30日までに支出したものは、その日付を収支報告書に記載してください。また、5月以降に支出したものについては、領収書の日付が任期満了後になっていて

も差し支えありません。

(6) 改選年5月分の支出処理

改選年の5月分については、議員当選後、速やかに交付申請の手続を行ってくだ さい。その申請のあった日の属する月分から交付されることになります。

この場合、議員任期が始まる5月1日から申請日までの間、政務調査費にかかわる空白期間が生じますが、政務調査費は月単位で交付されることになっておりますので、5月中に交付申請があったときは、仮にこの間の支出であってたとしても政務調査費から支出することは差し支えないものとします。

ただし、会計処理については次の(7)の方法で行ってください。

・ (7) 交付前の会計処理

交付申請してから実際に政務調査費が交付されるまでの間に支出があった場合は、<u>会派及び議員</u>が立替払いしている状態ですから、政務調査費の交付後、速やかに精算してください。

(8) 利息の扱いについて

口座保管中に発生した利息は、交付を受けた会派及び議員に帰属しますので、収 支報告書の中では扱わないでください。

(9) 収支報告書について

会計年度終了後、速やかに政務調査費に係る収入及び支出の内容を記載した政務 調査費収支報告書を作成してください。

会派において、会派として支出した政務調査費があるときは、会派としての収支報告書を作成します。また、所属議員が個々に支出した政務調査費を総括して、収支報告書に記載し、所属議員の個々の収支報告書を添付してくさい。

議員にあっては、会派に所属している議員は、速やかに収支報告書を作成して会派の代表者に提出してください。また、会派に所属していない議員は、速やかに収 支報告書を作成して議長に提出してください。

(10) 証憑の添付について

証憑は、指定の台紙に経費の区分に分けて貼り、按分比率を記入してください。

(11) 事務局における検査について

収支報告書を提出される際には、条例第12条の規定により議長が調査を行いますので、収支報告書及び証憑書類を提出してください。

Ⅱ 使途基準に係る項目別運用指針

1)会派関係

1 研究研修費

会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費、又は他の団体の開催する 研究会、研修会等に参加するために要する経費

(会場費、機材借上料、講師謝礼金、参加負担金、会費、交通費、旅費、宿泊料等)

(1)支出経費について

①研修会等

ア 会派に所属している議員だけの研修会は、市内で行うものとし、食事代は支出できない。

- イ 会派で開催する研修会で使用される会場費、機材借上料及び資料代は、会派 の政務調査費から支出するものとする。
- ウ 主に飲酒を目的とした会合及び懇親会等については支出できないが、それ以 外の会合に要する経費は、支出することができる。
- エ 会派の所属議員が研究会、研修会等に出席して、個々に参加費及び資料代等 の支払いを行った場合は、議員の政務調査費から支出ものとする。ただし、会 派として出席をし、会派が一括で参加費及び資料代等を支払いした場合は、会 派の政務調査費から支出することができる。
- オ 会派として研究会、研修会等を開催する団体に加入した場合の年会費等は、 支出できない。ただし、加入団体の活動方針、組織、会計、活動実態等が明確で、調査研究活動として有効な成果が認められた団体の年会費等は、支出することができる。

②旅費

- ア 会派として研究会、研修会等に出席するために地方に出張した場合の旅費は、 出席した所属議員に属する費用となるので、「議員の運用指針」の旅費に準ず るものとする。
- イ 近隣の市町村で開催される研究会、研修会等に出席するために、所属議員が まとまって異動するための手段として、自家用車を使用するときは、提供した 所属議員が、「議員の運用指針」の旅費に準じて請求することができる。ただ し、タクシーの使用は認めない。
- ウ 会派として市内地域での研究会、研修会等を開催するときに係る旅費は、政 務調査費を使用しないこととする。
- エ 駐車料金、レンタカー料金及び旅費のキャンセル料は、支出することができない。

(2) 添付書類について

- ア 会派として研究会、研修会等を実施(参加)した場合は、行事名、開催日、参加議員名等を記載した「活動実施報告書」を会派で作成すること。
- イ 会派で研究会、研修会等の出席者負担金を支払いしたら、案内文・資料の写 し等を領収書とともに報告書に添付すること。

2 調查活動費

会派又は会派に属する議員が行う調査研究活動のために要する経費 (交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代、負担金等)

(1) 支出経費について

旅費

「1研究研修費」に掲載のとおり

(2) 添付書類について

- ア 会派として調査活動が終了したら、速やかに用務の概要を記載した「活動実 施報告書」を作成し、収支報告書に添付する。
- イ 調査研究活動の性格上、調査内容を明らかにできない場合は、その理由を「活

動実施報告書」に記載する。

ウ 会派として海外視察を実施したことに伴う、通訳料、視察協力金等の経費を 支出するときは、この科目から支出する。

3 資料作成費

会派又は会派に属する議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

(印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース代、資料作成委託料等)

(1)支出経費について

①パソコン・事務機器の購入

ア 会派としてパソコン・事務機器等を購入しなければならない場合は、リース 契約とし、所属議員が自由に使用できるようにしなければならない。

イ 所属議員が個人としてパソコン・事務機器等を購入する場合は、個人的資産 となりえる観点から、説明可能な範囲で按分して政務調査費から支出すること ができる(按分率は、2/3が妥当)。ただし、年額10万円を上限とする。また、 クレジット・分割払いでの支出はできない。

②資料作成委託料

ア 会派及び所属議員が議員以外の人に資料作成を依頼した場合は、会派の政務 調査費から支出することができる。その委託料は、社会通念上妥当と思われる 金額でなければならない。

(2)添付書類について

ア 会派で作成した印刷物等は、収支報告書に添付する(写し可)。また精算時に 作成が完成していないときは、その理由を附記すること。

イ 会派の所属議員が独自で作成した印刷物等についても、前項と同様の扱いと する。

4 資料購入費

会派又は会派に属する議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費

(図書購入費、電子メディア購入費等)

(1)支出経費について

ア 会派又は会派に属する議員が、政務調査及び研究に必要な定期刊行物等について、1紙(1誌)につき1部を原則とする。2部以上の購入を必要とする場合は、その理由を記載すること。ただし、新聞購読料は、支出できない。

5 広報費

会派又は会派に属する議員が調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民 に報告し、宣伝及び周知する活動を行うために要する経費

(広報紙(会派が認めた広報紙のみ)・報告書(会派が認めた報告書のみ)の印刷費、

(1)支出経費について

- ア 会派として活動報告、市政の報告及び宣伝するために発行する印刷物等、及び会合を開催するための費用として、会派の政務調査費から支出することができる。ただし、会派としての後援会活動及び政党活動の費用は支出できない。
- イ 会派に所属している議員が単独で広報紙を発行する場合は、会派の承認を得 た広報紙の発行するための費用を所属議員の政務調査費から支出することがで きる。ただし、所属議員の後援会活動及び政党活動の費用は支出できない。
- ウ 会派に所属している議員が発行した広報紙が、一部後援会活動的内容になっているときには、後援会活動として紙面の占有率で費用を按分をして、政務調査費から支出することができる。
- エ 主に飲酒を主目的とした会合や懇親会的な会合に係る費用は支出できないが、それ以外の会合に要する経費は支出することができる。

(2)添付書類について

- ア 会派として発行した印刷物等は、収支報告書に1部添付する(写し可)。また、 精算時に作成が完成していないときは、その理由を記載すること。
- イ 会派として行う街頭活動に係る車の借上料等の経費については、領収書を添付の上、「活動報告書」を作成し、開催日、参加議員名を記載する。
- ウ 所属議員においても前項と同様とする。

6公聴費

議員が住民から市政の政策等に対する要望、意見を聴くために要する経費 (会場借上料、印刷製本費、茶菓子代等)

(1) 支出経費について

「5広報費」に掲載のとおり。

(2)添付書類について

「5広報費」に掲載のとおり。

7人件費

会派又は会派に属する議員が市政に関して調査研究をするために補助者を雇用するのに要する経費

(給料、賃金、日当、交通費、社会保険料等)

(1) 支出経費について

- ア 会派及び所属議員が調査研究活動を行うための補助職員を雇用した時は、雇 用契約書を交わし、「職員雇用台帳」を作成し、整理保存することとする。
- イ 補助職員を雇用した場合は、地域別最低賃金の金額以上の賃金を職員に支払わなければならない。

(2)添付書類について

ア 会派及び所属議員が補助職員を雇用した場合は、収支報告書に「職員雇用台帳」を添付する(写し可)。

8事務所費

会派又は会派に属する議員が調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等 に要する経費

(事務所賃貸料、維持管理費、備品及び事務機器の購入費又はリース代等)

(1)支出経費について

- ア 会派及び所属議員の自宅の一部及び所属議員の親族が所有する建物の一部を 事務所として使用している場合の賃貸料は、支出することができない。
- イ 自宅と事務所が別々の会計処理をしている場合の、電話料・光熱費は政務調 査費から支出できるが、自宅と兼用の場合は支出することができない。
- ウ パソコン・事務機器等を購入費及びリース代については、「3資料作成費」 に掲載のとおり。

(2)添付書類について

ア 会派及び所属議員が開設する事務所の賃貸料については、必ず契約書を交わ し、収支報告書に添付すること。

9その他の経費

1から8までに規定する経費以外の経費で会派又は会派に属する議員が調査研究 活動に要する経費

(1)支出経費について

- ア 名刺代は、支出できません。
- イ携帯電話の使用料は、支出できません。
- ウ インターネット接続料及びホームページ開設手数料については、専用回線についてのみ、全額を支出できるものとする。

2) 議員関係

1 研究研修費

議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費、又は他の団体の開催する 研究会、研修会等に参加するために要する経費

(会場費、機材借上料、講師謝礼金、参加負担金、会費、交通費、旅費、宿泊料等)

(1)支出経費について

①研修会等

- ア 議員が研修会に出席するときの、食事代は支出できない。
- イ 議員が、他の会派が開催する研修会に出席したときに、負担金を支払いした ときは、政務調査費から支出することができる。

- ウ 主に飲酒を目的とした会合及び懇親会等については支出できないが、それ以 外の会合に要する経費は、支出することができる。
- エ 議員が研究会、研修会等に出席して、参加費及び資料代等の支払いを行った場合は、議員の政務調査費から支出することができる。
- オ 議員が研究会、研修会等を開催する団体に加入した場合の年会費等は、支出できない。ただし、加入団体の活動方針、組織、会計、活動実態等が明確で、調査研究活動として有効な成果が認められた団体の年会費等は、支出することができる。

②旅費

- ア 旅費の額は、「稚内市職員等の旅費に関する条例」(以下「旅費条例」とい う。)の規定により計算した額とする。
- イ 日当、宿泊料は旅費条例の別表第1に規定する市議会議員の区分に掲げる額 によるものとする。
- ウ 出張地内での移動経費は、日当の中に含まれており、別途支出することはできない。このため出張先でのタクシー使用は支給対象とならないが、例外として出張地から他の出張地へ移動するとき、他に交通手段がない場合に限り、支出することができる。
- エ 出張は公共交通機関の利用を基本とするが、必要に応じて自家用車を使用することが出来る。自家用車で市外出張に赴いた場合は、旅費条例の規定に基づき20円/kmの車賃を支出することができる
- オ 駐車料金、レンタカー料金及び旅費のキャンセル料は、支出することができない。
- カ 市内地域での調査研究活動に係る旅費(市内旅費)については、政務調査費を使用しないこととする。
- キ タクシー代

市政の調査活動に必要な最小限度の範囲において支出することができる。

(2) 添付書類について

- ア 議員が研究会、研修会等を実施(参加)した場合は、行事名、開催日、参加議員名等を記載した「活動実施報告書」を会派で作成すること。
- イ 議員が研究会、研修会等の出席者負担金を支払いしたら、案内文・資料の与 し等を領収書とともに報告書に添付すること。

2 調査活動費

議員が行う調査研究活動のために要する経費

(交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代)、宿泊費、車借上料、燃料費(ガソリン・軽油代)、有料道路通行料、駐車場代、負担金等)

(1)支出経費について

旅費

「1研究研修費」に掲載のとおり

(2)添付書類について

ア 議員が調査活動が終了したら、速やかに用務の概要を記載した「活動実施報

告書」を作成し、収支報告書に添付する。

- イ 調査研究活動の性格上、調査内容を明らかにできない場合は、その理由を「活動実施報告書」に記載する。
- ウ 会派として海外視察を実施したことに伴う、通訳料、視察協力金等の経費を 支出するときは、この科目から支出する。

3 資料作成費

議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又はリース代、資料作成委託料等)

(1)支出経費について

①パソコン・事務機器の購入

ア 議員が個人としてバソコン・事務機器等を購入する場合は、個人的資産となりえる観点から、説明可能な範囲で按分して政務調査費から支出することができる(按分率は、2/3が妥当)。ただし、年額10万円を上限とする。また、クレジット・分割払いでの支出はできない。

②資料作成委託料

ア 議員が議員以外の人に資料作成を依頼した場合は、会派の政務調査費から支出することができる。その委託料は、社会通念上妥当と思われる金額でなければならない。

(2)添付書類について

ア 議員が独自で作成した印刷物等についても、前項と同様の扱いとする。

4 資料購入費

議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費 (図書購入費、電子メディア購入費等)

(1)支出経費について

ア 会派又は会派に属する議員が、政務調査及び研究に必要な定期刊行物等について、1紙(1誌)につき1部を原則とする。2部以上の購入を必要とする場合は、その理由を記載すること。ただし、新聞購読料は、支出できない。

5 広報費

議員が調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝及び周 知する活動を行うために要する経費

(広報紙・報告書の印刷費、送料、会場借上料、ホームページ等作成費、茶菓子代等)

(1)支出経費について

ア 議員が広報紙を発行する場合は、政務調査費から支出することができる。ただし、議員の後援会活動及び政党活動としての広報紙に係る費用は支出できな

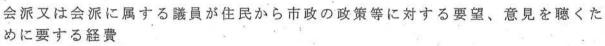
VI.

- イ 議員が発行した広報紙が、一部後援会活動的内容になっているときには、後 援会活動として紙面の占有率で費用を按分をして、政務調査費から支出することができる。
- ウ 主に飲酒を主目的とした会合や懇親会的な会合に係る費用は支出できないが、それ以外の会合に要する経費は支出することができる。

(2) 添付書類について

- ア 議員が発行した印刷物等は、収支報告書に1部添付する(写し可)。また、精 算時に作成が完成していないときは、その理由を記載すること。
- イ 議員が行う街頭活動に係る車の借上料等の経費については、領収書を添付の 上、「活動報告書」を作成し、開催日、参加議員名を記載する。

6 公聴費



(会場借上料、印刷製本費、茶菓子代等)

(1)支出経費について

「5広報費」に掲載のとおり。

(2)添付書類について

「5広報費」に掲載のとおり。

7人件費

議員が市政に関して調査研究をするために補助者を雇用するのに要する経費 (給料、賃金、日当、交通費、社会保険料等)

(1)支出経費について

- ア 議員が調査研究活動を行うための補助職員を雇用した時は、雇用契約書を交わし、「職員雇用台帳」を作成し、整理保存することとする。
- イ 補助職員を雇用した場合は、地域別最低賃金の金額以上の賃金を職員に支払 わなければならない。
- ウ 議員が調査研究活動を行うための補助職員として、生計を一つにする同居の 親族を雇用する場合は、税務上の問題等が生じる可能性がありますので、十分 注意をしてください。

(2)添付書類について

ア 議員が補助職員を雇用した場合は、収支報告書に「職員雇用台帳」を添付す る(写し可)。

8事務所費

議員が調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費 (事務所賃貸料、維持管理費、備品及び事務機器の購入費又はリース代等)

(1)支出経費について

- ア 議員の自宅の一部及び所属議員の親族が所有する建物の一部を事務所として 使用している場合の賃貸料は、支出することができない。
- イ 自宅と事務所が別々の会計処理をしている場合の、電話料・光熱費は政務調 査費から支出できるが、自宅と兼用の場合は支出することができない。
- ウ パソコン・事務機器等を購入費及びリース代については、「3資料作成費」 に掲載のとおり。

(2) 添付書類について

ア 会派及び所属議員が開設する事務所の賃貸料については、必ず契約書を交わし、収支報告書に添付すること。

\rightarrow

9その他の経費

1から8までに規定する経費以外の経費で議員が調査研究活動に要する経費

(1)支出経費について

- ア 名刺代は、支出できない。
- イ 携帯電話の使用料は、支出できない。
- ウ インターネット接続料及びホームページ開設手数料については、専用回線に ついてのみ、全額を支出できるものとする。

3) その他

政務調査費から支出するにあたって、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に接触することがないように十分な注意が必要です。